

交通誘導警備業務委託契約書（案）

業務の名称 交通誘導警備業務

契約単価等 1日当たり金 円

残業単価 1時間当たり金 円

契約の期間 令和5年5月1日～令和5年9月30日（予定日数計104日間）

契約保証金 福島県病院局財務規程第174条各号に該当する場合は免除する。

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙とし、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（業務の履行）

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督のもと、誠実にこの業務を履行しなければならない。

（業務の仕様等）

第2条 乙は、仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の契約単価をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 契約期間中に上記の予定日数に満たなくても甲の発注終了連絡をもって打ち切るものとし、また、予定日数を超えて契約単価により業務委託できるものとする。

3 契約単価及び残業単価には、令和5年度交通誘導警備員の労務単価と必要経費及び一般管理費を含み、残業は30分単位とする。

4 契約書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。

（業務完了）

第3条 乙は、一月の業務が完了したときは、仕様書に定める報告を甲に対して行わなければならない。

（業務報告の確認）

第4条 甲は、前条の報告を受けたときは、業務の履行についての確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

（委託料の請求及び支払）

第5条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、一月毎に日数及び残業時間数をとりまとめ、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。

2 前項の請求金額は、契約単価に業務実施日数を乗じて得た金額（円未満切り捨て）と残業を行った場合は、残業合計時間に1時間当たりの契約残業単価を乗じて得た金額を合算した額に100分の10に相当する額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする。

3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（遅延利息）

第6条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第3項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を請求することができる。

（調査等）

第7条 甲は、業務の実施状況について、隨時調査し報告を求め、又は業務の実施について必要な指示をすることができる。

（報告義務）

第8条 乙は、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

一 契約書で定める方法以外の方法により業務を実施する必要があるとき。

二 通常業務以外で業務に付随して実施する業務があるとき。

三 業務の実施について重大な事故が生じたとき。

- 2 乙は、前項第3号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合には、当該処理をした後に遅滞なく甲にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(甲の解除権及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。

二 乙がこの契約に違反したとき。

三 乙が行政庁の処分を受けたとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

- 2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として予定日数から実施日数を差し引いた日数に契約単価を乗じて得た額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力など乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 3 乙がこの契約に基づく違約金、又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した利息（百円未満は切り捨てる。）を付した額を徴収することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は乙が履行すべき業務を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

(談合による損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づき不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が

特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

（契約外の事項）

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

知り得た秘密を他にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 福島県西白河郡矢吹町滝八幡100
福島県
福島県立ふくしま医療センター
こころの杜院長 橋 高 一

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

交通誘導警備業務委託仕様書

1 業務実施日

- (1) 契約期間中の土日祝日を除く日（計104日間）。ただし、契約期間を短縮、または延長することがある。
- (2) 甲は業務実施開始日及び終了日を、その7日前までに乙へ連絡するものとする。

2 業務実施時間

午前8時00分から午後5時30分とする。

3 休憩時間

正午から午後1時までの1時間とする。

4 業務内容

甲の患者用駐車場と町道間の連絡通路の両端（別図のとおり）に交通誘導警備員を1名ずつ計2名配置し、駐車場に出入りする車両等が、安全かつ円滑に通行できるよう警備業法第2条第1項2号に定められた業務を行う。

5 業務報告

乙は、各日の業務を終了したときは、業務日報（任意形式）を作成し、歴月一月毎にとりまとめて甲へ提出し、確認を受けるものとする。

6 着衣等

乙は、業務従事者に乙の制服等を適正に着用させ、交通誘導警備員であることを明瞭にすること。

7 その他

- (1) 乙は、甲に於ける他の工事業者及び委託業者等との連携をとり、甲の病院業務遂行に影響を及ぼさないように努めなければならない。
- (2) 乙の業務従事者の通勤用自動車は、甲の職員用駐車場、または工事業者用駐車場に駐車すること。

別図

解体工事工程図(計画変更後)
2023年3月中旬～2023年9月末



